
平成24年度
市民企画事業補助金
審査結果のまとめ

平成24年4月
八王子市

目 次

1	審査結果総括表	1
2	採択事業一覧表	2
3	審査	
(1)	審査について	5
(2)	審査フロー	6
(3)	審査方法	7
(4)	審査結果意見書	8
5	参考資料	
(1)	市民企画事業補助金審査委員会 委員名簿・開催状況	19
(2)	八王子市市民企画事業補助金交付要綱	20
(3)	平成24年度補助対象事業募集要項	24
(4)	市民企画事業補助金審査委員会設置要綱	28
(5)	担当課一覧	29

平成24年度市民企画事業補助金 審査結果総括表

部 門		件 数		金額(円)	予算額(円)	予算額 - 補助予定金額(円)	備 考
A 活動支援部門	新規	応募	9	891,000			
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000			
		採択したもの	6	600,000			
		不採択としたもの	2	—			
	継続	応募	4	371,000			
		採択したもの	4	371,000			
		不採択としたもの	0	—			
	小計	応募	13	1,262,000	1,000,000	262,000	
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	100,000			
		採択したもの	10	971,000	1,000,000	29,000	
		不採択としたもの	2	—			
	B 事業実施部門	新規	応募	8	3,833,000		
審査期間中に 取下げのあったもの			1	1,000,000			
採択したもの			6	1,467,000			
不採択としたもの			1	—			
継続		応募	6	1,693,000			
		採択したもの	6	1,493,000			
		不採択としたもの	0	—			
小計		応募	14	5,526,000	9,000,000	3,474,000	
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	1,000,000			
		採択したもの	12	2,960,000	9,000,000	6,040,000	
		不採択としたもの	1	—			
合 計		応募	27	6,788,000	10,000,000	3,212,000	
	審査期間中に 取下げのあったもの	2	1,100,000				
	採択したもの	22	3,931,000	10,000,000	6,069,000		
	不採択としたもの	3	—				

採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	24年度補助金 交付予定額(円)
A-新-2	宇津木の森 再生プロジェクト2012	宇津木台 森遊会	100,000
A-新-3	みなみ野シティふるさと展	八王子市由井市民センターみなみ野分館 「ふるさと資料室」運営委員会	100,000
A-新-4	NPプログラムで自分らしい子育てを探そう	若葉	100,000
A-新-5	八王子のゆるキャラを作ろう会	八王子のゆるキャラを作ろう会	100,000
A-新-6	子連れ参加OK!「子どもとの絆を深め関係を崩さずに子どもの自立が育める関わり方」～家族みんながHAPPYになれる育児法～ 講演会	ママカフェサークル	100,000
A-新-8	シニアを元気にするフェスティバル	八王子高齢者活動コーディネーター会	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	24年度補助金 交付予定額(円)
B-新-1	第5回八王子さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子是市民の会	534,000
B-新-2	親子で楽しむ陶芸教室	特定非営利活動法人 発達支援の会 - 未来	63,000
B-新-3	第104回八王子親と子の良い映画を見る会上映会	八王子親と子の良い映画を見る会	100,000
B-新-4	楽しい介護予防の音楽セミナー	八王子音楽療法研究会	330,000
B-新-5	里親子と地域支援者との宿泊体験事業	里親ひろば ほいっば八王子	355,000
B-新-6	マイノート推進事業	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	85,000

採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	24年度補助金 交付予定額(円)
A- -1	わくわくキッズ料理教室	八王子地域活動栄養士会	100,000
A- -2	ぶれいみゅーじっくな活動をわかりやすく広報するために	特定非営利活動法人 Pulemyuぶれいみゅー	100,000
A- -3	DV被害者や女性であるが故に問題を抱える女性の支援	いっぼの会	71,000
A- -4	子育てママのための学び場<一歩踏み出して未来の私につながる>	グランジュッテ	100,000

B 事業実施部門

受付番号	事業名	団体名	24年度補助金 交付予定額(円)
B- -1	八王子陵南公園さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子さくらの会	472,000
B- -2	被爆体験をDVDに収録し後世に	八王子市原爆被爆者の会(八六九会)	330,000
B- -3	生涯学習の集いイン南大沢	八王子生涯学習コーディネーター会	35,000
B- -1	いきいきわくわく計算大会	ICA国際電卓協会	64,000
B- -2	大人の女性のゼミ	f-SHIP	112,000
B- -3	八王子現代家具工芸学校	家具のまち八王子	480,000

审 查



1. 審査について

6人の外部委員で構成される市民企画事業補助金審査委員会で応募書類及び公開プレゼンテーション（事業実施部門のみ対象）により事業内容の審査を行った。

また、審査委員会での審査に先立ち、事務局（協働推進課）による形式審査（事業及び団体の要件等の審査）を行った後、応募事業の内容に関連する担当部により応募書類及び面接による評価を行った。

さらに、公開プレゼンテーションにおいては、傍聴された市民の皆さまからご提出いただいた「市民コメントシート」の内容も担当部審査の結果と併せて審査委員会に送付し、市民の視点も踏まえた厳格な審査を行った。

【公開プレゼンテーション(2月4日)】

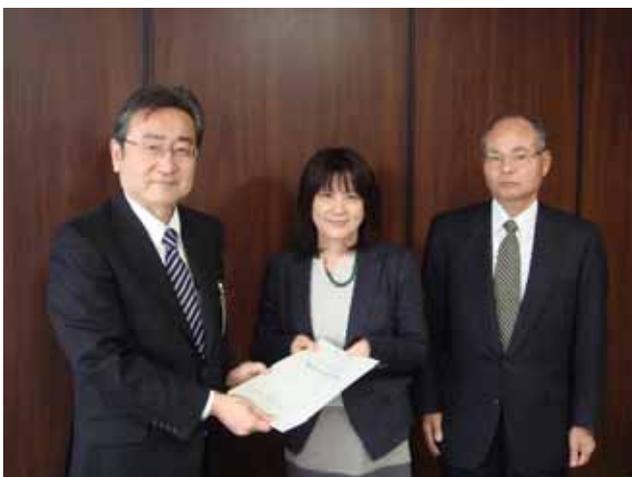


B事業実施部門へ応募した13団体(取下げ団体を除く)がプレゼンテーションを行った。



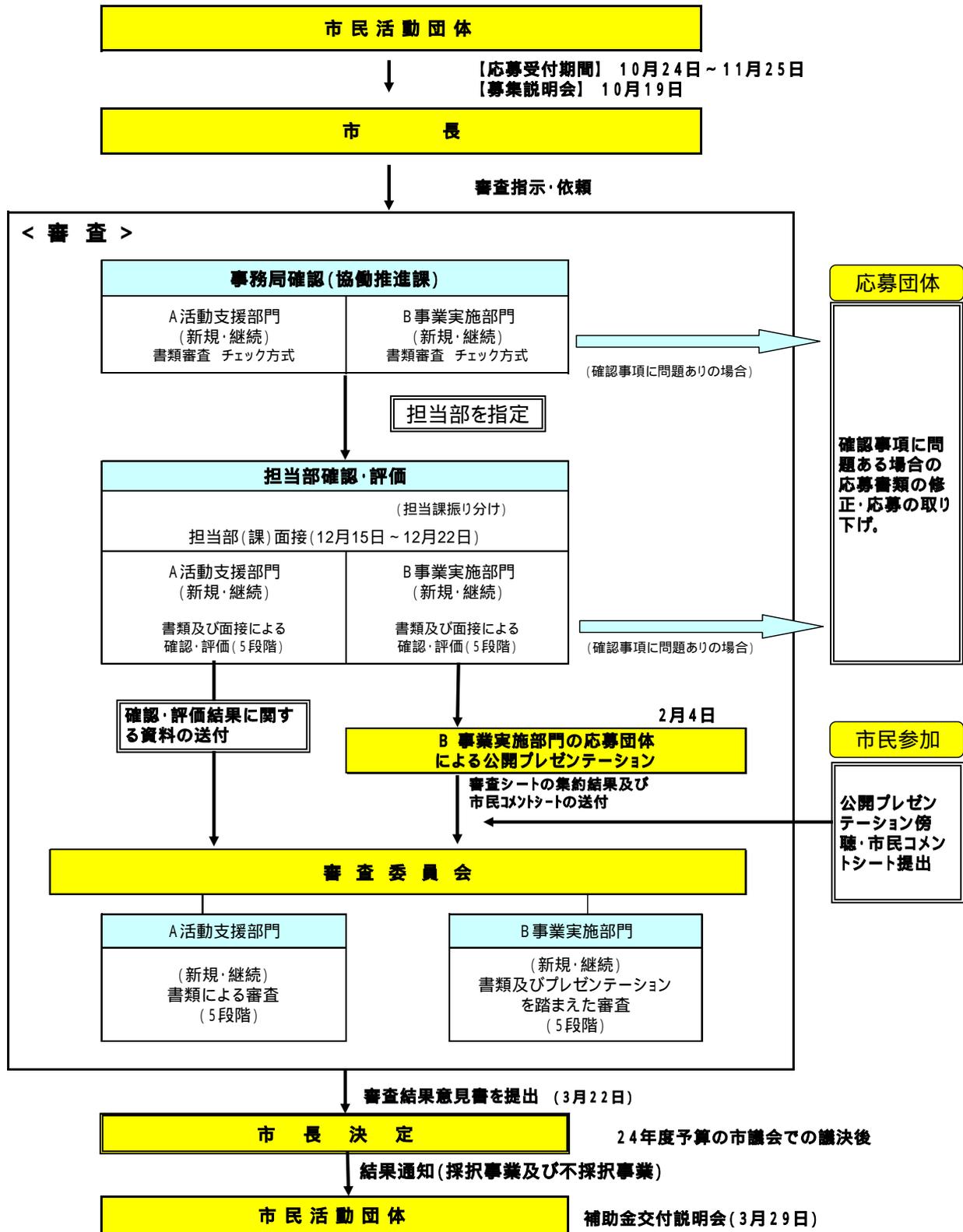
団体のプレゼンに耳を傾ける傍聴者。傍聴者は「市民コメントシート」により、審査に参加することが出来る。

【市長に審査結果意見書を提出(3月22日)】



右から渡辺副委員長、和田委員長、石森市長

2. 審査フロー



3. 審査方法

(1) 担当部による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
確認			
応募事業が募集要項の4に掲げる要件を満たしているか。			
評価（5段階）			
公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。	政策合致性	実施効果が「ゆめおりプラン」の目指す方向と一致しているか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供ができるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
		八王子らしさ	「オンリーワンのまちづくり」に寄与するものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。

(2) 審査委員会による審査項目

次の項目について、5段階での採点を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。また継続事業の場合、継続の必要性があるか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	社会貢献度	地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。
補助金交付の必要性	あり・なし	ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。
		創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。
		補助金交付の必要性	あり・なし

平成24年3月22日

八王子市長 石 森 孝 志 殿

平成24年度市民企画事業補助金の応募事業について審査を行ったので、次のとおり報告します。

市民企画事業補助金審査委員会

委員長	和田清美
副委員長	渡辺良治
委員	岩佐拓也
同	甘利昌史
同	高橋一朗
同	江頭晃子

平成24年度市民企画事業補助金

審査結果意見書

平成24年3月22日

市民企画事業補助金審査委員会

講 評

平成 2 4 度市民企画事業補助金の審査を終えて

市民企画事業補助金審査委員会 委員長
首都大学東京 都市教養学部 教授 和田 清 美

平成 2 4 度市民企画事業補助金の審査経過と結果の報告ならびに講評について、審査委員会を代表いたしまして述べさせていただきます。

平成 2 4 年度市民企画事業補助金には、「活動支援部門」では、13 事業（うち新規 9 事業、継続 4 事業）、「事業実施部門」では、14 事業（うち新規 8 事業、継続 6 事業）の応募がありました。応募総数としては 27 事業（取り下げ 2 事業を含む）で、例年並みを下回る程度となりました。審査委員会としては、本補助金の趣旨・目的に基づいて厳正に審査いたしましたことを、まずは報告させていただきます。

応募事業に関連する担当部課のヒアリングを経て、公開プレゼンテーション（公開審査）を、2 月 4 日（土）の午後、北野市民センターで開催し、「事業実施部門」に応募した団体が各応募事業についてプレゼンテーションされました。短い時間ではありましたが、中にはパフォーマンスを披露された団体もあり、応募書類のみでは読み取れないことが多々明らかになり、今年度もまた、審査過程における公開プレゼンテーションの意義を審査委員一同確認いたしました。

「最終選考審査会」は、2 月 22 日（水）午後、開催されました。審査にあたっては、応募書類はもちろんのこと、公開プレゼンテーションや応募事業の関連担当部課による評価などを参考にしつつ、審査要綱に定められた評価基準に基づき厳正な審査を行いました。審査は、「活動支援部門」においては、「公益性」「期待度」を審査項目として、「事業実施部門」においては、「計画性」「社会貢献度」「ニーズの高さ」「創意工夫」を審査項目として行われ、これらの項目を、どれだけ満たしているかの総合的な評価方式により、補助金交付が決定されることとなります。不採択となった各事業は、それぞれ該当する部門のいずれの項目か、もしくは、複数の審査項目が満たされておらず、「補助金交付の必要性」が認められなかったと審査委員会が判断したものです。

その結果、「活動支援部門」では、13 事業のうち 10 事業が採択されました（採択率 77%）。但し、採択された 10 事業のうち条件を付した事業が 1 事業、要望を付した事業が 1 事業となっておりますことを付け加えさせていただきます。また、「事業実施部門」では 14 事業のうち、12 事業が採択されました（採択率 86%）。採択された 12 事業のうち条件および要望を付した事業は 1 事業、条件を付した事業は 1 事業、要望を付した事業は 1 事業、要望付きかつ申請額より減額した事業は 2 事業となっております。

以上のように、審査会では、応募事業の実施計画・収支計画を精査し、事業によっては

減額での補助とし、結果として、採択事業の合計金額は 3,931,000 円となりました。なお、不採択となった事業については、詳しくは審査結果に付されたコメントをお読み下さり、ご理解いただきたく存じます。

では、以上の結果と審査の過程を踏まえ、今年度の審査の講評をさせていただきます。

第一に、事業の実施計画に見合った収支計画 とりわけ支出面において精査されていない印象を受ける事業が散見され、金額の根拠に疑義が生じる場面もありました。応募団体の皆様には、収支の積算根拠をしっかりと見積もり精査された計画を立てていただくことを強く要望するものです。支出の精査は事業費の抑制、ひいては団体の金銭面での負担軽減にも繋がる事は言うまでもありません。

第二に、審査は収支計画ならびに団体の財政状況等を勘案して慎重に行われるのですが、収支計画 とくに収入面においては、本補助金のみに依存するばかりでなく、協賛金を得るなど自主財源の確保についての努力を強く要望するものです。何故なら、本補助金、とりわけ事業実施部門は、その目的を、将来的に自立した事業運営においていることから、交付期間中であってもそれに向けた自助努力が求められるからです。また、事業実施部門においては、将来的に市と協働で実施される事も、もう一つの目指す姿であり、これに向けての取り組みも期待されるところです。

本補助金は平成 24 年度をもって 10 年を迎えることとなりました。本補助金が今後も自立した市民活動・事業の発展に寄与し、多くの市民及び団体に活用されることが審査委員一同の願いです。あらためて、本補助金に応募される市民団体の皆様には、応募される活動・事業の趣旨・目的に見合った実施計画および収支計画の作成・精査を要望いたします。

最後になりますが、採択された事業におかれましては、本補助金が有効かつ厳正に活用されますことをお願いして、平成 24 年度市民企画事業補助金審査の結果報告と講評を終えます。

以 上

平成24年度 市民企画事業補助金

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
A - 新 - 1	のらネコの新しい飼主探し及び捕獲と不妊・去勢手術の実施、協力	八王子動物愛護会ネットワーク	100,000
A - 新 - 2	宇津木の森 再生プロジェクト2012	宇津木台 森遊会	100,000
A - 新 - 3	みなみ野シティふるさと展	八王子市由井市民センターみなみ野分館「ふるさと資料室」運営委員会	100,000
A - 新 - 4	NPプログラムで自分らしい子育てを探そう	若葉	100,000
A - 新 - 5	八王子のゆるキャラを作ろう会	八王子のゆるキャラを作ろう会	100,000
A - 新 - 6	子連れ参加OK!「子どもとの絆を深め関係を崩さずに子どもの自立が育める関わり方」～家族みんながHAPPYになれる育児法～ 講演会	ママカフェサークル	100,000
A - 新 - 7	市民生活応援講座～知って賢くこれからを生きる～	多摩らいふサポート	100,000
A - 新 - 8	シニアを元気にするフェスティバル	八王子高齢者活動コーディネーター会	100,000
A - 新 - 9	みんなが論語で『健全市民』	論語を楽しく学ぶ会	91,000
A - - 1	わくわくキッズ料理教室	八王子地域活動栄養士会	100,000
A - - 2	ぷれいみゅーじっくな活動をわかりやすく広報するために	特定非営利活動法人 Pulemyuぷれみゅー	100,000
A - - 3	DV被害者や女性であるが故に問題を抱える女性の支援	いっぽの会	71,000
A - - 4	子育てママのための学び場<一歩踏み出して未来の私につながる>	グランジュッテ	100,000
計			1,262,000

審査委員会 審査結果(A 活動支援部門)

審査結果						
得点数	補助金交付の必要性を有りとした委員数	優先順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	受 付 番 号
-	-	-	-	(平成24年3月14日付で取り下げ)	0	A - 新 - 1
32	6	4	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A - 新 - 2
26	4	9	可	地域コミュニティの醸成という大元の目的にも大いに期待するところですが、この事業が多くの方の目に留まるよう、また、会の活動に広がりを持たせるよう、みなみ野地区に留まらない、より広範な地域へのPRを要望します。	100,000	A - 新 - 3
34	6	2	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A - 新 - 4
26	4	9	可	商品開発費について、より本来的な意味での広報活動に係る費用に置き換える事を条件に採択します。また、本補助金の交付は市の公認キャラクターと位置付けるものではなく、あくまで取組に対しての側面支援である旨をご理解の上、活動を進めて頂きたいと思います。	100,000	A - 新 - 5
32	6	4	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A - 新 - 6
25	3	11	不可	公益性は認められるところですが、事業の内容に新規性や独自性が認められない為、不採択とします。	0	A - 新 - 7
29	6	7	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A - 新 - 8
13	1	12	不可	公益的な活動としての広がりについて疑問がある為、不採択とします。	0	A - 新 - 9
36	6	1	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A - - 1
31	6	6	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A - - 2
34	6	2	可	(特段の意見はありません。)	71,000	A - - 3
27	5	8	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A - - 4
					971,000	

平成24年度 市民企画事業補助金

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
B-新-1	第5回八王子さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子是市民の会	900,000
B-新-2	親子で楽しむ陶芸教室	特定非営利活動法人 発達支援の会 - 未来	63,000
B-新-3	第104回八王子親と子の良い映画をみる会上映会	八王子親と子の良い映画をみる会	100,000
B-新-4	楽しい介護予防の音楽セミナー	八王子音楽療法研究会	330,000
B-新-5	里親子と地域支援者との宿泊体験事業	里親ひろば ほいっぶ八王子	355,000
B-新-6	マイノリティ推進事業	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	85,000
B-新-7	夢を託して日本を照らそう！イルミネーション事業	八王子森林パトロール隊	1,000,000
B-新-8	恩方 森のようちえん	滝山ネイチャークラブ	1,000,000
B- -1	八王子陵南公園さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子さくらの会	672,000
B- -2	被爆体験をDVDに収録し後世に	八王子原爆被爆者の会(八六九会)	330,000
B- -3	生涯学習の集いイン南大沢	八王子生涯学習コーディネーター会	35,000
B- -1	いきいきわくわく計算大会	ICA国際電卓協会	64,000

審査委員会 審査結果(B 事業実施部門)

審査結果						
得点数	補助金交付の必要性を有りとした委員数	優先順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	受 付 番 号
52	4	10	可	協賛金を得るための努力を期待し、要望額から減額しての補助とします。また、事業効果をより高めるため、今後の「さくら祭り」の実施において、「八王子陵南公園さくら祭り」及びその実施団体との連携・協力を強く要望します。	534,000	B-新-1
62	6	3	可	昨年度に引き続き、新規の方に多く参加して頂けるよう関連団体との連携を模索するよう要望します。	63,000	B-新-2
52	4	10	可	より多くの子どもに見てもらうための工夫として、PTAや保育園等の既存組織との連携を行った上で実施し、また、年一回きりの上映ではなく、小規模で構わないので上映の回数を増やして実施する事を条件に採択します。	100,000	B-新-3
62	6	3	可	昨年度、参加者のうち会員・非会員の区別をとっていなかった事を重く受け止め、今年度は参加者のうち会員・非会員の区別をとり、集計する事を条件として採択します。併せて、昨年度に引き続き新規参加者を多く得られるよう広報活動等を工夫する事を要望します。	330,000	B-新-4
62	5	3	可	(特段の意見はありません。)	355,000	B-新-5
54	6	9	可	(特段の意見はありません。)	85,000	B-新-6
-	-	-	-	(平成24年1月23日付で取り下げ)	0	B-新-7
51	3	13	不可	活動の主旨は理解できますが、今後の事業継続を考えると収支計画の計画性に疑問があるため、不採択とします。より計画を精査した上での再チャレンジを期待します。	0	B-新-8
58	5	7	可	類似事業の実績・計画を参考とした中において、自立しての事業実施や賛同者の増加のためにも、協賛金を得るための努力を期待し、要望額から減額しての補助とします。また、事業効果をより高めるため、今後の「八王子陵南公園さくら祭り」の実施において、「八王子さくら祭り」及びその実施団体との連携・協力を強く要望します。	472,000	B- -1
62	4	3	可	(特段の意見はありません。)	330,000	B- -2
63	6	2	可	(特段の意見はありません。)	35,000	B- -3
52	5	10	可	自立に向けた工夫をこらして頂く事を期待します。	64,000	B- -1

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
B- -2	大人の女性のゼミ	f-SHIP	112,000
B- -3	八王子現代家具工芸学校	家具のまち八王子	480,000
計			5,526,000

審 査 結 果						
得点数	補助金交付の必要性を有りとした委員数	優先順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	受 付 号
57	6	8	可	(特段の意見はありません。)	112,000	B- - 2
64	6	1	可	(特段の意見はありません。)	480,000	B- - 3
					2,960,000	

参 考 资 料

八王子市市民企画事業補助金審査委員会

【委員名簿】

任期 平成 23 年 7 月 ~ 24 年 6 月

	氏 名	所 属
委員 長	和 田 清 美	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授
副委員 長	渡 辺 良 治	八王子市町会自治会連合会 副会長
委 員	岩 佐 拓 也	八王子学生委員会 委員長
委 員	甘 利 昌 史	株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社 編集長
委 員	高 橋 一 朗	西武信用金庫 常勤理事 事業支援部 部長
委 員	江 頭 晃 子	特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター・アンティ多摩 事務局長

(各所属は委員就任時のもの)

【開催状況】

開催年月日	開催時刻	会 場	内 容
平成 23 年 8 月 11 日(水)	14:00 ~ 16:00	クワイエットホール 第 5 学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選任 ・24 年度補助事業の募集について ・24 年度審査の方法及び日程について ・23 年度補助事業情報交換会について
平成 24 年 2 月 4 日(土)	13:30 ~ 17:00	北野市民センター ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・公開プレゼンテーション審査 (事業実施部門)
平成 24 年 2 月 22 日(水)	14:00 ~ 17:00	クワイエットホール 第 5 学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・最終審査 (活動支援部門・事業実施部門)

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」(様式1)

(2) 「市民企画事業実施計画書」(様式2)

(3) 「市民企画事業収支計画書」(様式3)

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(様式4)により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画

事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

(1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)

(2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)

(3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第2項の規定による担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との

情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第 17 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

応募部門		A 活動支援部門	B 事業実施部門
		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 市、市の外郭団体、国及び地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左
補助額等	金額	1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	1件当たり対象事業費の1/2以内 又は100万円のいずれか低い額 2回目以降対象事業費の1/3以内 又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合はとする。
	交付額の単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考		同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。

平成24年度 八王子市『市民企画事業補助金』補助対象事業募集要項

1. 趣 旨

市民企画事業補助金は、**市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業**について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は**公募**とし、**厳正な審査を経て決定**します。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を**全て**満たす団体です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
共通 項目		非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に 行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)	
		構成員5人以上のグループ で、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。	
		政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。	
		特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。	
個別 項目		市内に活動拠点を持っていること。	市内に活動拠点を持っているか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。

3. 応募対象事業の種類(部門)

補助対象事業は、以下の**2部門**に分けて募集し、決定します。応募することができるのは**A活動支援部門、B事業実施部門**、合わせて**1団体1事業**です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
内 容		この部門では、既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、 自らの活動を広く紹介する事業に要する経費 を補助をします。ただし、計画段階での事業費が 5万円以上 のものとします。	この部門では、 市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部 を補助します。ただし、計画段階での事業費が 10万円以上 のものとなります。
補助金額		必要な経費の 10分の10 (千円未満切り捨て、上限10万円)	必要な経費の 2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限100万円) 2回目以降は対象事業費の1/3以内又は前回交付決定額の80%のいずれか低い額。 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認め た場合は、 とします。
補助回数		同一団体2回まで	同一の事業に対して3回まで

4 . 対象となる事業の条件

補助対象事業は、次に掲げる要件を**全て**満たす必要があります。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
共通 項目		公益性が認められること。	
		計画から実施まで責任を持って遂行できること。	
		平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間に実施する事業 であること。	
		政治活動及び宗教活動を目的としないこと。	
		特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	
		市、市の外郭団体、国や他の地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。	
		上記 ~ の要件のほか、法令等に違反しないこと。	
個別 項目		市内で実施すること。	市内で実施されるか、又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。

5 . 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、**以下のものは補助の対象から除きます。**

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
例) 家賃、電話及びインターネット通信料、登録組織等への会費、事務局に係る経費 etc
- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (3) 不動産及び高額な備品（おおむね 20 万円以上）の購入費

6 . 募集説明会の開催

募集開始にあたり、下記のとおり説明会を開催し、申込手続きや制度の概要等についての説明を行います。応募を予定している団体関係者は、ぜひご出席下さい。（事前申込不要）

【日 時】平成23年10月19日(水) 午後3時～4時（午後2時30分開場）

【会 場】クリエイトホール 11 階 視聴覚室（東町 5-6）

7 . 募集期間（応募書類の受付期間）

平成 23 年 10 月 24 日(月)～11 月 25 日(金)必着（協働推進課まで提出もしくは郵送）

パソコンを使用して書類を作成した団体は、電子データも併せて提出してください。

8 . 応募相談

協働推進課では、応募予定団体を対象に、申込手続きや制度の概要等についての相談を随時受け付けます。出来るだけ事前にご連絡いただいた上、お越し下さい。

9. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます。

【凡例】 〇：必要 □：場合により必要 ×：不要

	書類の名称	A 部門		B 部門	
		新規	継続	新規	継続
様式 1	交付申込書 押印が必要です。				
付属資料	平成 23 年度事業の進捗状況	×		×	
付属資料	過去の活動実績	×	×		×
様式 2	実施計画書				
付属資料	複数年度の事業計画書 複数年度にわたり補助金に応募する予定の場合				
様式 3	収支計画書				
様式自由	団体の定款・会則				
様式自由	団体の最新の決算書				

10. 審査方法

補助対象事業の審査は、市民企画事業補助金審査委員会(委員は下表のとおり)により、応募書類に基づく書類審査、及び公開プレゼンテーション(B事業実施部門についてのみ)を行うほか、継続事業については、前年度事業の進捗状況の内容も参考にした上で審査します。

また、審査委員会での審査に先立ち、応募事業の内容に関連する担当部による、面接等での応募書類の確認や事業内容の評価を行い、審査委員会での審査では、その結果や市民コメント(後述)も参考にします。

応募にあたっては、以下の項目を考慮してご記入願います。

(1) 担当部による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。	政策 合致性	実施効果が「ゆめおりプラン」の目指す方向と一致しているか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供ができるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
		八王子 らしさ	「オンリーワンのまちづくり」に寄与するものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。

(2) 審査委員会による審査項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門	
公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。また継続事業の場合、継続の必要性があるか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	社会貢 献度	地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。
補助金交付 の必要性		ニーズの 高さ	市民のニーズが高いか。
		創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。

(3) 市民企画事業補助金審査委員会委員

	氏名	所属
委員長	和田 清美	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授
副委員長	渡辺 良治	八王子市町会自治会連合会 副会長
委員	岩佐 拓也	八王子学生委員会 委員長
委員	甘利 昌史	株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社 編集長
委員	高橋 一朗	西武信用金庫 常勤理事 事業支援部 部長
委員	江頭 晃子	特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター・アンティ多摩 事務局長

審査委員会による審査結果（補助対象事業の選考及び交付額の査定結果）は市長に報告され、補助金の交付の決定は市長が行います。

11. 公開プレゼンテーションの実施

「B事業実施部門」に応募された事業については、審査において一般公開でプレゼンテーションを行います。

【日時】平成24年2月4日(土)

【会場】北野市民センター 8階 ホール（北野町545-3）

開催時間は、応募件数を確認後決定し、応募団体に通知します。

市民への周知は、広報「はちおうじ」1月15日号及び市ホームページで行います。

12. 市民参加

公開プレゼンテーションに参加した市民は、応募事業についての意見を**市民コメントシート**で提出することができます。提出された市民コメントは、審査の参考資料として、「市民企画事業補助金審査委員会」に提出します。

13. 結果の公表

審査の結果は、広報はちおうじ、市ホームページで公表します。

14. 普及広報

市民企画事業補助金制度を市民の方により知っていただくために、補助金交付を受けた団体は補助事業を行う際にポスターやチラシ等に市民企画事業補助金交付対象事業である旨の表示をしていただきます。

15. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、**補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。**このほか、市が開催する**情報交換会や、事業の成果を発表する一般公開の成果報告会等**に参加していただきます。また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

お問い合わせ・応募書類等の提出先 **八王子市 市民活動推進部 協働推進課**

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号（八王子市役所本庁舎7階）

電話：042-620-7401 FAX：042-626-0253

Eメールアドレス：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/shiminkikaku/kikakujigyo.html>

（こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等がご覧いただけます。）

市民企画事業補助金審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、適正かつ客観的に審査するため、市民企画事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)の申請事業の審査に関する事項
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内大学に在学する者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

3 委員会の委員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に定める任期については、必要に応じ、延長・短縮等を行う事が出来る。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報告)

第7条 委員長は、申請事業の審査結果について、市長に報告書を提出しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

参考：平成24年度 市民企画事業補助金 事業担当課一覧

区分	受付番号	事業名	団体名	担当課		
A 活動支援部門	新 2	宇津木の森 再生プロジェクト2012	宇津木台 森遊会	環境保全課	公園課	
	新 3	みなみ野シティふるさと展	八王子市由井市民センターみなみ野分館「ふるさと資料室」運営委員会	指導課	文化財課	協働推進課
	新 4	NPプログラムで自分らしい子育てを探そう	若葉	子ども家庭支援センター		
	新 5	八王子のゆるキャラを作ろう会	八王子のゆるキャラを作ろう会	観光課	子どものしあわせ課	子育て支援課
	新 6	子連れ参加OK!「子どもとの絆を深め関係を崩さずに子どもの自立が育める関わり方」～家族みんながHAPPYになれる育児法～ 講演会	ママカフェサークル	子ども家庭支援センター		
	新 8	シニアを元気にするフェスティバル	八王子高齢者活動コーディネーター会	高齢者支援課		
	1	わくわくキッズ料理教室	八王子地域活動栄養士会	学習支援課	生活衛生課	
	2	ぶれいみゅーじっくな活動をわかりやすく広報するために	特定非営利活動法人 Pulemyuぶれいみゅう	障害者福祉課		
	3	DV被害者や女性であるが故に問題を抱える女性の支援	いっばの会	男女共同参画課		
	4	子育てママのための学び場<一歩踏み出して未来の私につながる>	グランジュッテ	男女共同参画課	子ども家庭支援センター	
B 事業実施部門	新 1	第5回八王子さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子是市民の会	観光課	水環境整備課	
	新 2	親子で楽しむ陶芸教室	特定非営利活動法人 発達支援の会 - 未来	子どものしあわせ課	指導課	障害者福祉課
	新 3	第104回八王子親と子の良い映画をみる会上映会	八王子親と子の良い映画をみる会	児童青少年課	生涯学習総務課	
	新 4	楽しい介護予防の音楽セミナー	八王子音楽療法研究会	高齢者支援課		
	新 5	里親子と地域支援者との宿泊体験事業	里親ひろば ほいっば八王子	子ども家庭支援センター		
	新 6	マイノート推進事業	多摩健康生きがいづくりアドバイザー協議会	高齢者支援課		
	1	八王子陵南公園さくら祭り	特定非営利活動法人 八王子さくらの会	観光課	公園課	
	2	被爆体験をDVDに収録し後世に	八王子原爆被爆者の会(八六九会)	健康福祉総務課	総務課	
	3	生涯学習の集いイン南大沢	八王子生涯学習コーディネーター会	学習支援課	生涯学習総務課	
	1	いきいきわくわく計算大会	ICA国際電卓協会	高齢者支援課		
	2	大人の女性のゼミ	f-SHIP	学習支援課	産業政策課	男女共同参画課
	3	八王子現代家具工芸学校	家具のまち八王子	産業政策課		

平成24年4月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401（直通） FAX：042-626-0253

E-Mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市ホームページ（市民企画事業補助金）：

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/shiminkikaku/index.html>